

付託議案の取り扱いに関する理事会決定事項

1. 分科会の担当割り振りについて

付託された議案4案は、別紙（分科会分担表）のとおり、それぞれの分科会に割り振る。

2. 審査等の日程について

- ・11月28日（火） 本会議散会後に全体会を開き、各分科会の担当割り振り等、付託議案の取り扱いについての議事を行う。
- ・12月7日（木） 総務分科会で質疑を行う。
- ・12月11日（月） 健康福祉分科会及び市民環境経済分科会で質疑を行う。
- ・12月12日（火） 建設分科会で質疑を行う。
- ・12月13日（水） 文教分科会で質疑を行う。
- ・12月15日（金） 午前10時、理事会で全体会での質疑の通告を含め、12月18日（月）・19日（火）の全体会の議事の確認を行う。
- ・12月18日（月） 午前10時、全体会で質疑を行う。
- ・12月19日（火） 午後1時、全体会で討論・採決を行う。

なお、分科会の開会時刻については、委員長が各分科会長に確認した上で、各委員に通知する。（12月5日（火）に議場配付予定）

また、分科会が予定の日程で終わらない場合は、分科会長が委員長に申し出て、適宜分科会を開会することとする。

3つ以上の分科会・委員会が重なるおそれがある場合には、12月14日（木）の予備日に開会する。また、予備日に3つ以上の分科会・委員会が重なることとなった場合の、分科会の開会時刻や開会場所については、それぞれの分科会長と相談の上、最終的には委員長の判断に任せる。

3. 全体会での質疑について

- ・付託された議案第1号から第4号までの議案4案を一括して議題とし、質疑を行う。
- ・質疑方式は、従来方式・対面方式から選択する。
- ・時間については、所属議員3人以上の会派は1会派30分以内、無所属の委員は1人10分以内とする。
- ・質疑者は、1会派1人、ただし必要がある場合は複数とする。
- ・質疑の順序は、会派呼称順及び無所属議員の呼称順に行う。

- ・ 質疑者の有無、質疑者の名前は、12月15日（金）の理事会で質疑方式も含めて通告する。
 - ・ 質疑者の一覧については、12月15日（金）の理事会散会后、議員全員にメールで知らせるとともに、議会会議システムに配架する。
 - ・ 資料の配付及び掲示を行う場合は、12月15日（金）の午後1時までに委員長の許可をとる。
4. 討論及び採決について
- ・ 討論・採決の順序は、議案番号順とする。
 - ・ 討論の方法は、1会派1人、挙手により発言を求め、反対、賛成の順に行う。無所属の委員も挙手により発言を求め、反対、賛成の順に行う。
 - ・ 討論を行う場は、演壇とする。
 - ・ 採決は、会議規則の規定により、挙手による表決となる。
5. 全体会の執行部への出席方要求について
- ・ 11月28日（火）の全体会の出席理事者については、求めない。
 - ・ 12月18日（月）の質疑を行う全体会及び12月19日（火）の討論・採決を行う全体会の出席理事者については、市長及び教育委員会に対して行い、その他の執行機関には行わない。
 - ・ 出席理事者の詳細は理事者側の判断とし、出席者の回答は、12月15日（金）の理事会で伝える。
6. 修正案等について
- ・ 予算案に対し、修正案・組み替え動議を提出予定の会派、または、無所属委員は、全体会での質疑を行う12月18日（月）の午後5時、あるいは、全体会の散会時刻が午後4時を過ぎた場合は、全体会散会后1時間以内に事務局へ提出する。
 - ・ 修正案等が提出された場合は、12月19日（火）の討論・採決の日の午前9時から会派控室に配付するとともに、議会会議システムに配架する。